

いのちとくらしをまもる
防災減災令和6年8月22日
山形地方気象台山形県の暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準
変更について

山形県の陸上と海上を対象とした暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準を変更し、令和6年8月29日(木)に運用を開始します。

山形地方気象台では、近年の暴風(強風)災害と風速との関係を調査した結果、陸上と海上を対象とした暴風(暴風雪)警報及び強風(風雪)注意報の発表基準を変更することとしました。

1 基準変更日時

令和6年8月29日(木)13時

2 発表基準を変更する地域

山形県の陸上と海上

3 発表基準(新基準、現行基準)

・新基準(変更箇所は赤字及び下線)

一次細分区域		庄内	村山、置賜、最上
警報	暴風	陸上:18m/s*1 海上: <u>20m/s</u>	18m/s
注意報	強風	陸上: <u>13m/s</u> *2 海上: <u>15m/s</u>	<u>13m/s</u>

*1 飛島(アメダス)は風向が南西～北西の場合25m/sを目安とする。

*2 飛島(アメダス)は風向が南西～北西の場合20m/sを目安とする。

※飛島(アメダス)の目安を一部変更する。狩川(アメダス)の目安は新基準では設定しない。

※暴風雪警報・風雪注意報は上記基準で雪を伴う場合に発表する。

・現行基準

一次細分区域		庄内	村山、置賜、最上
警報	暴風	陸上 18m/s*1 海上 18m/s	18m/s
注意報	強風	陸上 12m/s*2 海上 12m/s	12m/s

*1 飛島(アメダス)は風向が南西～北西の場合25m/s、それ以外の場合20m/sを目安とする。
狩川(アメダス)は風向が東の場合20m/sを目安とする。

*2 飛島(アメダス)は風向が南西～北西の場合17m/s、それ以外の場合15m/sを目安とする。
狩川(アメダス)は風向が東の場合15m/sを目安とする。

問合せ先:山形地方気象台 統括予報官 小松
電話 023-622-2262